

〔論 説〕

司法の AI 化と法

—統治機構の機械化と法研究の一環として—

松 尾 剛 行

- I はじめに
 - 1 AI技術の発展と司法への導入
 - 2 「統治機構の機械化と法」研究の枠組みにおける法的検討
 - 3 本稿の枠組みと限界
- II 領域別の技術発展の可能性
 - 1 はじめに
 - 2 裁判手続開始前
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
 - 3 訴え提起段階
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
 - 4 リーガルリサーチ
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
 - 5 提出される主張・証拠及びそれに対する証拠調べ
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
 - 6 裁判上の和解
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
 - 7 判断
 - (1) 技術発展の可能性
 - (2) 誰を支援するか
- III 技術発展の提起する法的挑戦
 - 1 はじめに
 - 2 試行段階の問題
 - (1) データの収集・利用の問題
 - (2) 精度の問題
 - 3 支援段階の問題
 - (1) 支援段階のポイント
 - (2) 支援されるのが専門家か否かの違い
 - (3) 「捏造」リスク
 - (4) 裁判官が直接 AIに尋ねることと弁論主義

- (5) 事実に関する支援か法律に関する支援か
- (6) 調書作成と法的論点
- (7) 一つの AI か複数の AI か
- (8) デジタルデバインド・AI デバインド
- (9) ブラックボックス
- (10) 望ましいルール
- (11) ますます高度な支援を受ける中弁護士に残る仕事
- (12) ますます高度な支援を受ける中裁判官に残る仕事

4 (部分的) 代替段階の問題

- (1) 代替と支援の違い
- (2) 自由心証主義
- (3) 裁判を受ける権利
- (4) 判例変更の可能性
- (5) 理由提示
- (6) 上訴
- (7) 個人の尊重
- (8) 本当に「代替」させるべきか

IV おわりに

I はじめに

1 AI 技術の発展と司法への導入

AI¹⁾技術がますます発展している。例えば、代表的な AI の 1 つである ChatGPT は、LLM (Large Language Model、大規模言語モデル) のうちの、Transformer と呼ばれる仕組みの生成 AI である。大量の情報を学習し、「次に来る可能性の高い単語が何か」を予測して、「それらしい」文章を生成することができる²⁾。例えば、「(本稿校正時点である 2025 年 1 月において、) 今の日本の最高裁判所の長官の名前を教えてください。」という質問に対し、「現在の日本の最高裁判所長官は、今崎幸彦 (いまさき ゆきひこ) です。彼は 2024 年 8 月に前任者の戸倉三郎の後任として最高裁判所長官に就任しました」と回答する。

そして、法務・弁護士等の法律関係の業務を支援するリーガルテック³⁾等、法律分野にも AI の影響が広がっている。その中で、裁判等の紛争解決に対し続々と AI が導入されている。例えば、中国では 2019 年には「AI 裁判官」が導入され⁴⁾、2022 年には中国の最高人民法院が、裁判における AI 活用のロードマップを示した⁵⁾。米国ではインテリダクト社の AI が訴状審査を自動化している⁶⁾。もちろん、ポジティブな利用だけとは限らない。ハルシネーション (幻覚) と

¹⁾ AI 一般につき松尾剛行＝西村友海『紛争解決のためのシステム開発法務』(法律文化社、2022 年)、ChatGPT につき松尾剛行『ChatGPT と法律実務』(弘文堂、2023 年) 及び田中浩之ほか『ChatGPT の法律』(中央経済社、2023 年)、AITuber 等のアバターと AI につき松尾剛行『サイバネティック・アバターの法律問題－VTuber 時代の安心・安全な仮想空間 (メタバース) にむけて－』(弘文堂、2024 年)、生成 AI につき松尾剛行『生成 AI の法律実務』(弘文堂、2025 年) 参照 (なお、本稿は同書第 9 章の民事手続と AI に関する記載を元に議論を発展させたものである。)

²⁾ 松尾前掲注 1) (『生成 AI の法律実務』) 第 1 部コラムでは、この仕組みについて簡単に説明している。

³⁾ 契約関係については、筆者が代表理事を務める AI リーガルテック協会 <<https://ai-legaltech.org>> の加盟企業のプロダクトを参照 (2025 年 1 月 11 日最終アクセス、以下同じ)。

⁴⁾ 「中国・海南省の裁判所に『AI 裁判官』登場 裁判官不足解消に一役」東方新報 2019 年 5 月 5 日

<<https://www.afpbb.com/articles/-/3222714>>。

⁵⁾ 2025 年までに、比較的完備された裁判用 AI の技術アプリケーションの体系が基本的に確立され、司法のため、及び、国民のため、公正な司法に対して全面的なインテリジェントな支援及び支持をし、著しく裁判官の事務的業務の負担を軽減し、司法の廉潔性を有効に保障し、司法管理水準を高め、イノベーティブなサービスによって社会を統治するとした。(最高人民法院「最高人民法院の AI の司法への応用を規範化し強化することに関する意見」2022 年 12 月 9 日 <<http://www.sdcourt.gov.cn/jningweisfy/385991/385992/9084597/index.html>>。)

⁶⁾ 薦田淳平「裁判所で使われる人工知能 (AI)」判例タイムズ 1513 号 (2023 年) 19 頁

呼ばれる誤った回答をしてしまうこともある⁷⁾。米国では弁護士が ChatGPT を利用し、AI が生成した「Martinez v. Delta Airlines, Inc., 2019 WL 4639462 (Tex. App. Sept. 25, 2019)」等という、まるで実在するかのような引用形式になっている架空の判例情報をそのまま準備書面に転載して、5000 ドルのペナルティを受けた事案が発生している⁸⁾。

日本でも、民事訴訟法改正によって一定範囲での民事訴訟の IT 化が実現しており、また、民事判決情報データベース化検討会は民事判決情報のデータベース化に関する報告書を公表した⁹⁾。このように、裁判に関する様々なデータがデジタル化されていく。このような IT 化・デジタル化は AI 化そのものではないものの、今後司法の AI 化を進めていく上で必要な機械学習等のためのデータ基盤が構築されたと評することができるだろう。

技術的には、ChatGPT 等の生成 AI 技術を利用して判決文「らしきもの」を生成することは既に可能となっている¹⁰⁾。また、思いやりのある AI 裁判官が信頼される¹¹⁾等の AI 裁判官時代の到来を想定した研究も始まっている。

2 「統治機構の機械化と法」研究の枠組みにおける法的検討

このような紛争解決手続の AI 化は、法理論及び法実務に対し、様々な挑戦を投げかける。もし、AI が生成した判決文案の方が、人間の裁判官よりも上訴審で破棄される確率が低いという未来が到来した場合、(仮に最終的にはそれが「人間の裁判官の判断」と言う形を取って言い渡されるとしても) 人間の裁判官が AI に判決文案を生成させ、それに相当程度依拠して判決を下すことになる可能性は否定できない。そのような場合における自由心証主義 (民事訴訟法 247 条) や憲法 32

⁷⁾ 未知のデータに対応する能力を持つ生成 AI は「新しい関係性や事実を導き出すことができる一方、同時に誤った関係や事実も導き、ハルシネーション (幻覚) を発生させるとする岡野原大輔『大規模言語モデルは新たな知能か ChatGPT が変えた世界』 (岩波書店、2023 年) 40 頁も参照。

⁸⁾ <https://cases.justia.com/federal/district-courts/new-york/nysdce/1:2022cv01461/575368/54/0.pdf?ts=1687525481>

⁹⁾ 民事判決情報データベース化検討会「民事判決情報データベース化検討会報告書」令和 6 年 7 月 29 日<<https://www.moj.go.jp/content/001423117.pdf>>。

¹⁰⁾ 例えば 2023 年 5 月に東京大学で開催された対話型 AI 「ChatGPT」を裁判官にした模擬裁判イベント参照。「ChatGPT が裁判官? AI に裁かれる未来受け入れますか」(2023 年 5 月 18 日) NHK<https://www3.nhk.or.jp/news/special/sci_cul/2023/05/special/ai-judgement/>。

¹¹⁾ 神先凌太郎ほか「人工知能裁判官が持つ思いやりが与える信頼度への影響」人工知能学会全国大会論文集 (2019 年)

<https://www.jstage.jst.go.jp/article/pjsai/JSIAI2019/0/JSIAI2019_2G5J1301/_pdf-char/ja>。

条の「裁判所において裁判を受ける権利」が前提としていた「裁判官による」裁判を受ける権利との関係等は重要な問題であろう¹²⁾。

筆者は、「統治機構の機械化と法」研究と題して、立法・行政・司法が IT 化や AI 化等の機械化を進めるに際しどのような法律問題が生じるのかという点に興味を持ち、検討を続けている。例えば、行政が AI を利活用するにあたってどのような行政法上の問題があるかを検討している¹³⁾。筆者としては、本稿もこの「統治機構の機械化と法」研究の枠組みの下検討をしていきたい¹⁴⁾。

3 本稿の枠組みと限界

このような問題意識から、本稿では、まず、どのような分野においてどのような AI 化が技術的に可能となると期待されるかを述べ (II)、その上で、それらの法的問題を検討する (III)。結論からいえば、AI は弁護士や裁判官等の裁判手続関係者をおおいに支援するようになるだろう。しかし、あくまでも「支援」であって、長期的未来像を想定すれば、「技術的」には部分的代替も可能となると思われるものの、そのような代替をそもそもさせるべきかについて慎重な検討を行うべきである。

ここで、AI にはルールベースと学習型があり、例えば、A という入力があれば B と出力する（例えば貸金請求の要件事実が満たされれば「請求認容」と出力する）というように予め人間が条件を入力して、それに基づく出力をさせるのがルールベース、それに対し大量のデータを例えば統計分析して類似する状況においては類似する出力をさせるのが学習型である¹⁵⁾。ルールベースでも学習型でも結

¹²⁾ 例えば民事訴訟法 247 条は「裁判所」を主語とするが、この規定は人間の裁判官の自由な心証に基づく判決を前提としている。この点は III・4(2) も参照のこと。

¹³⁾ 松尾剛行「都市行政と AI・ロボット活用」久末弥生編『都市行政の最先端法学と政治学からの展望』（日本評論社、2019 年）121 頁以下所収、松尾剛行「行政における AI・ロボットの利用に関する法的考察」情報ネットワーク・ローレビュー第 17 巻（2019 年）92 頁以下、松尾剛行「ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題 AI の利用に伴う透明性の問題 (1)」戸籍時報 2023 年 8 月号（通巻 842 号）61 頁以下、松尾剛行「ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題 (2) AI の提供した誤情報への信頼保護及び国家賠償責任」戸籍時報 2023 年 9 月号（通巻 843 号）56 頁以下、松尾剛行他「ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題 (3) AI の利活用と民営化や民間委託との比較及び行政は AI とどう付き合うべきか」戸籍時報 2023 年 10 月号（通巻 844 号）49 頁以下、松尾剛行「ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題 (4・完) 行政における ChatGPT の利用実務」戸籍時報 2023 年 11 月号（通巻 846 号）68 頁以下、及び松尾剛行他「行政における AI 利用の法的課題」都市問題 2024 年 2 月号 9 頁以下参照。

¹⁴⁾ 本稿の一部の問題意識は、松尾前掲注 1（『生成 AI の法律実務』）でも一定程度検討済みであるが、本稿が最も詳細である。

¹⁵⁾ 松尾=西村・前掲注 1) 1~2 頁。

果的に類似の出力を生み出すことはできる。例えば、契約レビューAIとして現在広く利用されているものは、ルールベースの技術を中心としているが、ChatGPTに契約レビューをするようプロンプト（指示文）を入れると、契約を指示に従って修正した出力を得ることができる（もちろん、現時点ではその精度には問題がある）。そこで、以下では基本的には、ルールベースか学習型かを問わずに説明するものの、そのいずれかによって変化する可能性がある部分については、例えば「学習型 AI」において等として、その旨を明記することとする。

なお、本稿はある意味では将来の技術発展を見据えた将来予測である。例えば、現在 ChatGPT に判決文「らしきもの」を書かせることができるが、現在の ChatGPT が即座に（裁判官が判決の方向性を決めた後で行う）判決作成作業を代替する能力があるとは到底思われず、また、判決の方向性を適切に決定することができるようになるのは更に先になるだろう。そのような状況において、以下は、筆者のリーガルテック業界における経験等を踏まえ、将来を予測しているものに過ぎない。よって、筆者の将来予測が外れれば、以下の検討の全部又は一部が的外れとなる可能性があることに留意されたい。なお、本稿は筆者が代表理事を務める AIリーガルテック協会等の筆者が関係する各組織の見解ではなく、ひとえに筆者個人の見解である。なお、刑事裁判については他日を期したい¹⁶⁾。

II 領域別の技術発展の可能性

1 はじめに

裁判等の紛争解決に利用される AIには様々な分類があり得るところ、以下では、裁判手続開始前（2）、訴え提起段階（3）、リーガルリサーチ（4）、提出される主張・証拠及びそれに対する証拠調べ（5）、裁判上の和解（6）、及び、判断（7）の各段階¹⁷⁾を参考にしながら、どのような技術発展が予想さ

¹⁶⁾ 松尾剛行「AI・ロボットと刑事法—取得情報とプライバシーを中心に」ビジネス法務18巻2号（2017年）90頁や守山正「犯罪予防に焦点を当てた AI活用による刑事司法制度の将来」ICDNEWS95号（2023年）<<https://www.moj.go.jp/content/001399599.pdf>>等参照。なお、本稿においても、一部の刑事訴訟に関する議論や事例を、民事訴訟の検討に必要な限りで参照することはある。

¹⁷⁾ 薦田・前掲注5) 16頁以下

れ、（それが法的にどう評価されるかはIIIで別途論じるとして）どのように利用されると想定されるかを検討したい。

2 裁判手続開始前

裁判手続開始前における AI の利用としては、既にカナダの司法機関のサイト上で法的情報を自動的に提供するソリューション・エクスプローラー¹⁸⁾、中国の裁判所に備え付けられた勝訴の見込み等の情報を提供するロボット「小法 (Xiao Fa)」¹⁹⁾等が導入されている。

(1) 技術発展の可能性

ア 高精度の判決予測により和解が促進される可能性

裁判前の交渉の際、両当事者間において、「この事案においてもし裁判で争った場合にどうなるか」について意見の不一致が生じることで、交渉が決裂し、裁判になることが多い。例えば、原告は判決になれば 1 億円を得られると考えているのに対し、被告はせいぜい 1000 万円しか払わなくてよいと考えているとすると、もちろん弁護士費用や訴訟にかかる時間を考えて（例えば）5500 万円で折り合うという場合もあり得るが、実務上民事訴訟が提起される可能性は高いと思われる。

だからこそ、「もし裁判で争った場合にどうなるか」という点に関する認識の一致が見られれば、かなりの確率で訴訟外の和解が成立するだろう。例えばあるシステム開発紛争²⁰⁾において、当初は双方の立場が大きく異なっていたが、筆者が、当方にとっての最悪のパターン（実際の事案とは異なるが、イメージとしては、例えば相手方 3 割帰責性、当方 7 割帰責性）でも、相手が当方の損害の相当部分を賠償すべき（つまり、上記の架空の事例なら、相手の損害は 7 割しか賠償されず、それに加え、当方の損害の 3 割を賠償しなければならない）という判決予測に関する説明をしたところ、相手方代理人との間で当該判決予測に関する共通認識を形成することができ、当初の相手の提案よりかなり当方に有利な和解が成立したとの例がある。

¹⁸⁾ 薦田・前掲注 5) 16-18 頁。

¹⁹⁾ 薦田・前掲注 5) 18 頁。

²⁰⁾ 松尾=西村・前掲注 1)・344 頁以下参照。

このように、AI を用いて正確な判決予測が行われ、また、その予測が当事者間で共有されれば、和解が促進される。

例えば、(過去の判例の分析等、具体的なリサーチ系 AI の機能は 4 以下で述べるが) 高性能な AI が、過去の判例からすると、この事案の事実関係からはこのような判決になる可能性が高い (または、例えば、パターン A の可能性が●パーセント、パターン B の可能性が●パーセント、パターン C の可能性が●パーセント、パターン D の可能性が●パーセントなので、それらを総合した、原告が得られる認容額の期待値は 5500 万円) と提示する時代が到来した場合においては、当事者それぞれが異なる AI を利用していてもその結論が概ね一致している限り (例えば、請求者の利用する AI は 6000 万円、被請求者の利用する AI は 4000 万円) そのような「幅」の中で (例えば 5000 万円) 和解することができる可能性が高い。

また、将来的には、(裁判所が判決作成過程において AI を利用することになることを前提に、) 裁判所も利用している判決ドラフト作成 AI を民間で利用する²¹⁾等の形で、特定の AI の結論と裁判所の結論が極めて近接する可能性が高いということになり、その AI の結論を基にして訴訟外で和解すること普遍的に見られるようになる可能性が高い。

イ 裁判結果がかなり正確に予測できるようになったとしても、なお裁判手続が利用される場合

もちろん、仮に裁判結果がかなり正確に予測できるようになったとしても²²⁾、必ず和解できるものではない。和解ができない場合として、すぐに考えつくものには例えば、以下のような場合があるだろう²³⁾。

²¹⁾ ただし、III・3(4) で後述のいわゆる「ゲーミング」のリスクがあるため、アルゴリズムもデータも民間と裁判所で全く同じものができるのかや、するのかや、そうすべきかは別途検討すべきであろう。

²²⁾ なお、一定程度不正確であっても、理由を示すものであれば、その「理由」に基づき話し合いができる可能性がある。例えば、1 億円の支払いを受けることができるという請求者の AI が示す理由を分析することで、「被請求者も反訴を提起することができ、本訴と反訴で相殺すると 1000 万円になるかもしれない」、という点を見過ごしていたことがわかり、それによって 1000 万円に近いところで和解が成立するかもしれない。これに対し、理由が示されない場合には、AI 判決予測ソフト A は勝訴率 90%、ソフト B は勝率 10%等という異なる結果を示し、その理由がわからないため、訴訟を提起して裁判所の判断を求める必要があるという場合も生じ得るだろう。

²³⁾ なお、訴訟外和解のラインも、判決内容以外の事情、例えば、判決確定までかかる時間と労力や執行の難易度等で変わり得るので、完全に判決予測と同じ (又は予測の幅の中の) 内容での和解にはならないだろう。

- ・相手方が弁護士を代理人としてつけておらず、判決予測を説明しても信用してもらえない²⁴⁾

- ・相手方代理人が（AI が提示する合理的な予測に基づく説明をしたにもかかわらず）依頼者を説得することができない

とはいえ、事前に裁判官の心証が AI で予測できる場合において、なお裁判手続を選択する上記 2 つ以外の理由があるかもしれない。例えば以下のようなものが考えられる。

- ・新しい類型の事案である、法律が新しい等の理由でデータが不足している

特に学習型 AI を想定すると、既存のデータを利用することができる、過去の事案に類似しているものは非常に高精度の判断を行うことができるものの、学習したデータの中に類似のものがない場合には判断ができない、または何らかの判断が示されてもその判断の精度が低いということがよく見られる。これは、学習型 AI の判断が学習した大量のデータに基づくというその特性から当然に導かれる欠点である（ルールベースであっても、そのような新しい事象に対応したルールが設定されなければ適切に対応することができないという点では学習型と同様である）。そこで、例えば、これまでになかった新しい事象が発生したとか、事象自体は過去にも存在したが、法改正や新法制定によって最新の状況に対応したデータが不足していれば、AI の判断に依拠することはできず、人間の裁判官の判断を求める必要が高まる²⁵⁾。

- ・AI の評価が分かれる

いくら「90%以上の事案について、精度 90%で予測できる」判決予測 AI であっても、10%程度は高い精度で予測することができない事案があるし、精度は 100%ではない（技術的に 100%にはならない）以上、AI の評価が分かれることもあるだろう。その場合に、人間の裁判官に決めてもらうべきとして、訴訟が提起されることもあるだろう。

- ・人間の判断は AI と異なる

²⁴⁾ この場合、弁護士に相談するように助言することで、解決に近づけるかもしれない。

²⁵⁾ 法律に変動があった場合、過去の法律や過去の裁判例をもはや適用できなくなることがあることが問題として指摘されている。楊延超「司法裁判における人工知能の応用に関する法理分析：価値、困惑とアプローチ選択」比較法学 54 卷 1 号（2020 年）145 頁以下参照。

<<https://waseda.repo.nii.ac.jp/records/57717>>。

これまでの裁判例等を元にAIが裁判予測をする場合であっても、人間の裁判官であれば、AIと異なる判断を行う可能性があるとして、裁判手続を選択する場合はあるだろう。ただし、これまでの人間の裁判官の判断は当該事案を判断する裁判官として無視できないところ、ますます多くの裁判官が、AIの判断を重視していく傾向が生じると推測される。また、ますますAIの支援が拡大する時代においては、AIと異なる結論を出せば、敗訴した当事者は控訴の際に「これまでの裁判例によるとこの結論は間違っている」と主張するだろうし、控訴審裁判所も、原判決がAIの提示する結論と違うことはすぐに分かるだろう。その意味では「AIの判断（過去の裁判所の判断）から乖離するべき理由」を明確に説明できない限り、控訴されて判断が覆される可能性が高くなるだろう。その意味では（後述の支援のフェーズや、代替であっても一部代替に留まる限り）AIと人間の判断は常に一致する訳ではないとはいえ、その判断が徐々に近接していく傾向自体は否定できないだろう。

- ・勝ち負けではなく、提訴すること自体に意味がある

例えば、政策形成訴訟²⁶⁾等は、結論の勝ち負け自体ではなく、提訴を通じて社会とコミュニケーションを取り、例えば法改正に繋げる等の効果を意図していることから、なお提訴され続けるだろう。

- ・判例変更を求める

また、敗訴する可能性は低くなくても、最初から敗訴するつもりや「ダメ元」ということではなく、十分な根拠を準備して判例変更を求めるために提訴することもあり得るだろう。

- ・証拠や事実関係の変化

例えば、現在の事実関係や証拠関係であれば負け筋だが、敵性証人を反対尋問で崩す自信があるので、そこで逆転できる可能性がないとはいえないといった判断は全くない訳ではないかもしれない。

²⁶⁾ 松尾剛行『キャリアデザインのための企業法務入門』（有斐閣、2022年）201頁、同『キャリアプランニングのための企業法務弁護士入門』（有斐閣、2023年）152頁。

(2) 誰を支援するか

ア 弁護士

典型的には、法律知識と経験を有する弁護士が AI に支援されることになるだろう。

イ 企業法務担当者

そして、（弁護士資格の有無を問わず）企業法務担当者も、法律知識と経験を有することから、AI による支援の対象となる。

ウ 当事者本人

例えば、個人が貸金を返して欲しい場合に AI を使うこと自体はあり得る。但し、その場合には、AI の利用方法がわからない、AI に入力するデータに問題がある、AI が出力した結果を正しく利用することができない等、大きな課題がある。この点は III・3(2) を参照のこと。

3 訴え提起段階

訴え提起段階では既に米国でインテリダクト AI が訴状審査を自動化している²⁷⁾。

もし訴訟提起前に交渉のための AI の利用（上記 2）をしていなければ、訴え提起時（被告は訴状送達時）にそのような AI を利用することになるだろう。その場合における利用は上記 2 とあまり変わらないと思われるので、以下は既に訴訟提起前に交渉のための AI の利用（上記 2）を行っていることを前提として、訴え提起固有の問題を論じることとする。

(1) 技術発展の可能性

ア 訴状

定型的な事案を訴状の形式に落とし込むことや印紙代計算等の定型的な部分については AI による相当高度な支援が期待できるだろう。既に交通事故、過払い等訴訟類型ごとに訴状の雛形が存在しており、ワードマクロ等を利用して、いくつかの情報を埋めれば一応の訴状の形になるようなものも存在する。事実

²⁷⁾ 薦田・前掲注 5) 19 頁。

関係や関連資料等を入力すると、訴状の形式に落とし込んで、不足する事実関係や証拠を指摘するようなソフトは早晚開発されるだろう。

しかしながら、個別具体的なもの、例えば、定型的ではない事案の訴状のドラフト等は、学習型 AI が従来のデータを元に精度の高い訴状案をドラフトすることができず、また、そのような個別具体的なものに対応するルールを 1 つ 1 つ設定したルールベース AI を構築しても、他に類似した事案がないのであれば、その労力が無駄になる。その意味では引き続き人間が主に対応し、AI が支援するとしてもその程度が非常に高くなるとまでは言えないだろう。

イ 訴状審査

なお、裁判所側も訴状審査 AI を利用する可能性がある。そもそも、裁判長・裁判所の訴状審査（民訴法 137 条）及び書記官によるその補助²⁸⁾は、多くの場合においては（実質的な勝訴可能性等を考えないという意味において）形式的なので、AI 化が容易である。だからこそ、上記のとおり米国では訴状審査 AI であるインテリダクト AI が導入されている。そのような AI は裁判所のみが利用するのではなく、例えば法律事務所で訴状提出前に訴状審査 AI を使って最終確認するというような運用も十分考えられる。

(2) 誰を支援するか

ア 弁護士・法務担当者・本人

法律知識と経験を有するか否かが重要であることは上記 2(2) と同様である。

イ パラリーガル

パラリーガルが訴状提出前にチェックリスト等を利用して訴状の形式面を確認している事務所では、パラリーガルが訴状審査 AI を利用してその確認業務を効率化するかもしれない。

ウ 裁判官・裁判所書記官

また、裁判官・裁判所書記官が AI を利用して訴状審査やその補助を行う事は十分にあり得る。

²⁸⁾ 佐藤裕義『訴訟類型別 訴状審査をめぐる実務』（新日本法規、2018 年）15 頁。

4 リーガルリサーチ

当事者及び裁判所は、リーガルリサーチを行うところ、既にインドでは SUPACE²⁹⁾が利用されている。

(1) 技術発展の可能性

リーガルリサーチにおいて、いわゆるベクトル検索と言われる手法³⁰⁾で、自然言語が入力されるとそれに近似する判決を近似度が高い順に生成 AI による判決要約を付して示すことは可能となっている。例えば、相手方代理人が提出した書面を入力し、データベースに存在する最も類似度が高い判決を抽出すること等は技術的には既に可能となっている。

もちろん、ChatGPT に単に質問をして、検証もせずにそのまま訴訟書面に貼り付けると、I で述べた、ChatGPT が創作した架空の判例を準備書面に記載してペナルティを受けた NY 州の弁護士のようなことになってしまう。しかし、信頼のおけるデータを元に、精度を上げたリーガルリサーチ専用 AI であれば、一定程度の確認・検証が行われることを前提に、リーガルリサーチを高度に支援することが見込まれる。

将来的には、大量の判例・文献データを学習させたり、これを RAG³¹⁾用のデータとしたりすることで、裁判官や代理人が知りたい条文・判例・通説等に関する情報は AI によって迅速に提供されるだろう。例えば相手の準備書面・証拠とこちらの手持ち証拠を入力すると、法令・判例・通説から相手の主張に対する望ましい反論、準備書面案や提出すべき証拠が提示されるかもしれない。

ここで、筆者は、機会があればリーガルテック企業に対して要望を伝えている。例えば、「単に相手方代理人が提出した書面に類似した判決が出てくればいいのではなく、相手方代理人がどのような事実を前提にどのような規範が当てはまるとして主張しているのかを分析し、例えば、『この事実に当てはめべき規範としては、この最高裁判決が適切であるところ、正しい最高裁判決の

²⁹⁾ 薦田・前掲注 5) 19-20 頁。

³⁰⁾ Google の作成した、比較的視覚的にベクトル検索技術を説明する資料として、佐藤貴彦＝木村拓仁「今さら聞けない！ベクトル検索超入門～データベース ユーザーは何をおさえておけばいいのか？～」GoogleCloud<https://inthecloud.withgoogle.com/introduction-vectorsearch-ebook-jp-24/introduction_vectorsearch.pdf>を参照。

³¹⁾ 検索拡張生成 (Retrieval-Augmented Generation) のこと。松尾前掲注 1 (『生成 AI と法律実務』第 1 部コラム参照)。

規範を利用すると、逆の結論になる』といった分析結果を提示する、『判例の射程分析 AI』のようなものを作れないか』、といった具合である。しかし、類似度を超えて、特定の事実関係が特定の判例の射程内であるか否か等まで深掘りした分析はなかなか難しいのだそうである。

そうであっても、比較的簡単な分析や傾向抽出に AI が用いられる将来は十分にあり得る。例えば、全判決がデータベース化される中（上記 I・1 参照）、AI を利用して、この訴訟類型で原告が勝ったものが何件、負けたものは何件等と分析して、勝った判決に共通の特徴と負けた判決に共通の特徴を比較し、一致していない部分を抽出することで、その訴訟類型が勝ち筋か負け筋かを知ったり、どのようなポイントが勝敗を分けるのかもある程度推測したりすることができるようになるだろう。

なお、場合によっては、担当裁判官の過去の一連の判決から、当該裁判官に響く主張の方法を説明すると言ったソフト³²⁾ も出てくるかもしれないものの、それが「裁判官一般に響く主張の方法」とどこまで異なってくるかは個別の事案によるだろう。

なお、一部の種類の慰謝料請求訴訟等の既に「相場」があるものであれば、ある意味では全判決のビッグデータ活用によりよりきめ細やかな相場を抽出し、AI がより正確な見込み額を導き出してくれるだろう。

(2) 誰を支援するか

ここでも、弁護士・法務担当者・本人（2(2)）、及び、パラリーガル・裁判官・裁判所書記官（3(2)）が支援の対象として想定され、AI のリサーチ結果を批判的に確認・検証することができるかが、AI を有効活用できるか否かと関連するだろう。なお、裁判官が規範をリサーチすることは大きな問題がないが、事実をリサーチすることについては課題があることにつき、III・3(4)を参照のこと。

³²⁾ フランスがこのような分析を禁止していることにつき III・2(1) で後述する。

5 提出される主張・証拠及びそれに対する証拠調べ

既に各国で録音反訳自動化、翻訳等を行っている³³⁾。Iで述べたとおり、(全く推奨されないものの) ChatGPT で調査した結果を準備書面に記載して提出する弁護士も存在した。

(1) 技術発展の可能性

ア 提出される主張・証拠

その事案における具体的事実が何かについて生成 AI が多くの支援するようになるだろう。例えば、録音がある場合に生成 AI で文字起こしを行う、(争点に即して) 重要な記載・発言をピックアップする、大量の資料から時系列表を作成する、外国語の証拠の翻訳(裁判所法 74 条参照) 等、様々な支援が期待される。

ここで、刑事事件ではあるが、起訴前の段階の被疑者が被害者に謝罪する際、謝罪文を弁護士が ChatGPT を利用して作成したとして問題となっている³⁴⁾。(筆者は絶対にそのようなことはしないものの) 例えば、刑事事件で弁護士が ChatGPT を利用して謝罪文を作成し、被告人の反省を示す証拠としてこれを裁判所に提出する事態は近い未来において想定可能である。

とはいえ、準備書面等の裁判文書は単に要件事実論に基づく最低限の内容だけが記載されていれば良いものではない。裁判官を説得するという観点から事実をどう「見せる」か(例えば、複数の事実のうちどの事実を強調するか、どのような順番で事実を並べるか等) とか、どうやって依頼者、企業であればとりわけ依頼者の(法務部門ではなく) 営業部門等の依頼部門のメンツを立てながら有害的記載事項を回避するか等といった、いわば人間同士のコミュニケーション上の工夫が必要である。この部分は引き続き人間の弁護士が対応するだろう³⁵⁾。

³³⁾ 薦田・前掲注 5) 20 頁。なお、日本の AI 音声認識システムは利用を終了した(「音声認識システムの運用停止について(お知らせ)」最高裁<[https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2022/12/音声認識システムの運用停止について\(令和4年7月13日付の最高裁判所総務局及び刑事局のお知らせ\).pdf](https://yamanaka-bengoshi.jp/wp-content/uploads/2022/12/音声認識システムの運用停止について(令和4年7月13日付の最高裁判所総務局及び刑事局のお知らせ).pdf)>)。

³⁴⁾ 田中俊之「性犯罪の加害者側の弁護士、生成 AI で謝罪文…「特に問題ない」と検察・被害者側に利用伝えず」読売新聞 2024 年 4 月 5 日
<<https://www.yomiuri.co.jp/national/20240405-OYT1T50081/>>

³⁵⁾ 但し、将来的に裁判官の AI による「代替」が発生し、準備書面の読者が裁判官ではなくなった場合には、「どうすれば AI にとって響く文章になるか」という別の工夫が必要になるところ、もしかすると(裁判所法の制限(同法 74 条)が緩和されることを前提に、)より AI に響きやすい日本語でない言葉で準備書面を書くことになるかもしれない(Tom McKay, No, Facebook Did Not Panic and Shut Down an AI Program That Was Getting Dangerously Smart, GIZMODO<<https://gizmodo.com/no-facebook-did-not-panic-and-shut-down-an-ai-program-1797414922/>>)

イ 証拠調べ・証拠価値の認定

証拠調べとして、書証であれば閲読³⁶⁾を行い、証人であれば尋問を行う。かかる証拠調べに基づき、裁判所は、それぞれの証拠価値を認定していく。

笹倉³⁷⁾は、(刑事事件の文脈ではあるものの) 証人尋問について、嘘をついていないかは脳科学・心理学の知見を踏まえてAIが判断することができるかもしれないが、言い間違いや聞き手の誤解、知覚や記憶の誤りを見抜けるかは疑問があるとする。また、物証については、生の証拠の意味を理解する上でさしあたりはその意味を言語化して入力する必要があり、実はその点は供述証拠も同じだが、既に言語化されているのでAIによる処理に馴染みやすいしパターン学習でも法的に有意な情報とそうでない情報とを仕分けすることができるようになるであろうとする³⁸⁾。

そもそも、脳科学・心理学の知見を踏まえた判断を行う場合、例えば、尋問中にfMRIで脳の動きを測定する³⁹⁾等、現在行われている以上のデータを取ることによって精度を上げることが可能であるが、そのようなことまでをするのか、というのは1つの課題である。また、逆に、そのようなことまではしない場合に、どこまでAIが高度な脳科学・心理学の知見を踏まえた判断を行うことができるかは問題となる。

また、言い間違いや聞き手の誤解、知覚や記憶の誤りについては、確かにAIだけで全ての吟味を完結させることは難しいのだろう。しかし、これをいわゆる反対尋問でどのように吟味するかという手法とも関連するところであり、例えば、証拠資料を大量に読み込ませて、リアルタイムで、証言と矛盾する資料を表示し、言い間違いや聞き手の誤解、知覚や記憶の誤り等を確認するため

参照)

³⁶⁾ 伊藤眞『民事訴訟法』(有斐閣、第8版、2023年) 458頁。

³⁷⁾ 笹倉宏紀「刑事司法におけるAIの可能性」弥永真生=宍戸常寿編『ロボット・AIと法』(有斐閣、2018年) 240頁。

³⁸⁾ 同上 241-242頁。

³⁹⁾ この点は、ブレインテックに関する筆者の一連の著作を参照のこと(松尾剛行=小松詩織「脳神経情報と個人情報保護・プライバシー」情報ネットワークロージャーナル 22巻(2023年) 67頁、松尾剛行「ブレインテックと行政法」一橋研究 49巻3号(2024年) 31頁、及び、松尾剛行「ブレインテックと手続法」学習院法務研究 19号(2025年掲載予定)、並びに、筆者が共著したIoB-S研究会実装実験系課題検討タスクフォース「IoB-S研究会実装実験系中間報告書脳神経科学技術(ブレインテック)の法的課題—神経法学(Neurolaw)の構築に向けて」(2024年)を参照)。

の、なすべき反対尋問の案を提示すると言った形で尋問を支援する AI は（少なくとも技術的には）実現できるように思われる。

なお、証拠の意味を言語化して入力する必要がある、と笹倉が述べる趣旨は、例えば、「血がついたナイフ」だけでは意味がなく、このナイフが犯人とされる被告人 A のもので、この血の DNA が被害者である B のものと同じということであれば犯人性を裏付ける意味があり、このナイフが鋭利な刃を持っていて、その刃渡りが 20 センチでそれが心臓に突きつけられていれば、A の殺意を推認させる等の意味の説明が必要だ、ということと思われる。とはいえ、定型的な証拠であれば、これまでのビッグデータに基づき AI が当該意味を推測したり、「血がどのようなものか、例えば被害者のものと同一かが重要ですが、鑑定はしていますか？」等と表示して、意味を補充することを促す等、必ずしも人間がそれを言語化して入力することが必須とまではいえないように思われる。

加えて、ビッグデータを AI で解析して、同じ人の文章だと読み解くテキストマイニング⁴⁰⁾等、AI 時代ならではの証拠や証拠評価手法も発達するだろう。

ウ 落とし込み

さらに、訴状、答弁書、準備書面、判決書等の書面や、期日での口頭の質問や回答等についても生成 AI によってドラフト等の支援がなされることが期待される。すなわち、事実と規範が明らかになれば、生成 AI は法的三段論法に基づく説明に少なくとも外観上類似した説明を生成することが可能であり、準備書面等の任意の形式の書面への落とし込みを行うことができる。もちろん、これは人間の法曹の行う法的思考過程の記述と外形的に類似したものを作成するに過ぎず、実際に AI がそれと同じ推論をしているものではない⁴¹⁾。現状も、高度な議論ができるというよりは、いわば書式に事案の内容を埋めるという程度のものである。しかし、結果的には、「下書き」「叩き台」が作成可能である。そして、今後は精度がますます向上すると予測され、（リサーチ機能（上記 4 参照）で自動的に関連する裁判例を集めた上で）最初に最高裁の規範、次に下級新裁判例を踏まえた下位規範を示し、それに対し、本件の事情を当てはめるといった、表面

⁴⁰⁾ 財津亘『犯罪捜査のためのテキストマイニング：文章の指紋を探り、サイバー犯罪に挑む計量的文体分析の手法』（共立出版、2019年）。

⁴¹⁾ むしろ上記 I・1のとおり、ChatGPT の原理である Transformer モデルなら、次に来る可能性の高い単語を生成するのであり、人間の法的推論とは大きく異なる。

上の記載だけを見れば「よく書けた判決」と見られるようなものを作成することができるようになってもおかしくないだろう。

(2) 誰を支援するか

ここでは、基本的には、弁護士・法務担当者・本人 (2(2))、及び、パラリーガル・裁判官・裁判所書記官 (3(2)) が支援の対象として想定され、AI の作成・整理等した主張・証拠を批判的に確認・検証することができるかがAIを有効活用できるか否かと関連するだろう。

なお、証人 (候補者) 自身が AI の支援を受けて、陳述書を作成する、反対尋問としてどのような質問がされるかを予想する等という状況もあり得る。しかし、現状は多くの場合、呼び出しではなく同行証人であり⁴²⁾、その場合には、同行させる、当該証人の証言が有利になる側の当事者の代理人弁護士がAIを利用することが現実的であると思われる。その他、鑑定人 (民事訴訟法 212 条以下) や専門委員 (同 92 条の 2 以下)、裁判所速記官等も支援の対象となる可能性があるがここでは詳述しない。

6 裁判上の和解

(1) 技術発展の可能性

ア AI を利用した訴訟上の和解

裁判上の和解の交渉においてもAIが役に立つ可能性がある。ここで、和解に関してAIが果たす役割は上記2で述べた裁判開始前の交渉とも類似する。その中で、①モデレーターとしての裁判官が存在し、②心証を元に和解を勧奨することが可能なところは、裁判上の和解の特徴だろう⁴³⁾。

そして、AI時代において裁判上の和解が成立する可能性は、なぜ当事者間での交渉 (上記2) がなぜうまくいかず裁判に至ったかにもよるだろう。例えば、裁判官が心証を元に和解を仲介することで、(従来は、AIの判決予測を示されても信じなかった本人や依頼者が) 本当に自分に不利な判決になると理解して和解に応じるとか、人間の裁判官が訴訟前に利用したAIと異なる判断をする可能性がある

⁴²⁾ 伊藤注 36) 442 頁。

⁴³⁾ なお、確定判決と同様の効力があるか否かという相違点は、執行証書やいわゆる即決和解であっても類似の効果を実現することができるので、必ずしも決定的ではないだろう。

と知って和解に応じるとか、証人尋問の結果を知って和解に応じることはあるだろう⁴⁴⁾。

判決と異なり、要件事実論に縛られない柔軟な解決となるどころ、従来のルールベースの AI であってもガチガチの要件事実論の処理はある程度できていたが、柔軟な対応は困難であった。最近の生成 AI は学習型であるから、柔軟に「大体このあたりが相互の折り合い得る点であろう」ということを考えられる点に強みがある。かつ、和解については判決手続よりも手続そのものが柔軟であることから、もしかすると判決文作成に生成 AI が活かされるようになるよりも先に、和解において生成 AI が生かされていくかもしれない。

イ AI が和解勧奨を行う可能性

なお、簡易裁判所では簡裁判事ではなく司法委員（民事訴訟法第 279 条第 1 項）が和解勧奨をすることがよく見られるところ、今後は和解勧奨を AI が実施するかもしれない。但し、その場合には、裁判外で（場合によっては AI の仲介によって）行われる和解との相違が問題となるだろう。例えば、裁判官の心証のインプットを踏まえて AI が仲介する等であれば、裁判外の和解との相違が出てくる可能性がある。但し、人間の裁判官が「このままだとうこういう判決になる」と伝える場合と、AI が「裁判官の心証はこうだ」と述べる場合とでは説得力が異なるかもしれない。

ウ 和解条項作成

なお、和解条項を生成 AI で作成することも考えられる。確かに、和解条項の多くは比較的定型的である⁴⁵⁾。但し、例えば和解の条件として入ることが考えられる謝罪文言は微妙なものとなることもある。ここで AI が作ることで（謝罪する方もやむをえないと考え、謝罪を受ける方も受け入れ可能な）絶妙な謝罪文言になるかもしれない。もっとも、AI が作ったものは真の謝罪ではないと反発する人もいるだろう（5(1)ア参照）。

⁴⁴⁾ なお、政策形成訴訟（上記 2 (1) イ参照）については、政策形成にとって有益な「AI では提案できない和解」を人間の裁判官が考えつくことができれば和解が成立するかもしれない。

⁴⁵⁾ 裁判所職員総合研修所監修『書記官事務を中心とした和解条項に関する実証的研究：補訂版・和解条項記載例集』（法曹会、2010年）参照。

(2) 誰を支援するか

本的には、弁護士・法務担当者・本人 (2(2))、及び、パラリーガル・裁判官・裁判所書記官 (3(2)) が支援の対象として想定され、AI の作成・整理等した主張・証拠を批判的に確認・検証することができるかがAIを有効活用できるか否かと関連するだろう。

そして、これに加え、簡易裁判所で和解を勧奨する司法委員もAIによる支援の対象となる可能性がある。

7 判断

養育料等に関するアドバイス⁴⁶⁾、特定の上告要件の審査⁴⁷⁾、中国の AI 裁判官という名称の判決下書きを含む裁判官アシスタント AI⁴⁸⁾等が存在する。

(1) 技術発展の可能性

ア 判決文書の形式への落とし込み

上記 5(1) ウで述べたとおり、特定の内容を特定の書式に落とし込むことはAIが比較的得意なものである。「結果として表示される判決文案等」という意味では、AIがかんりの精度のものを作る将来像はあり得ると考える。どのような形式で判決文をまとめるべきかに関しては、既にある程度書式が揃い、方法論も存在しており⁴⁹⁾、大量のビッグデータを利用すれば、まるで裁判官が書いた判決のように見えるものはできるだろうし、既に ChatGPT でいわゆる「判決らしきもの」が生成できることはIでも述べたとおりである。

そこで、例えば、裁判官が実質的判断をした上で、「争点3についてXXという動かしがたい事実を根拠に被告に有利な判断をし、もって請求棄却とする判決文を生成しなさい」といったプロンプト（指示文）を入れれば、「それらしい」文章は作成するだろう。ただし、それは（例えば機械学習によるAIであれば）あくまでもビッグデータに基づき、そのような事案においてそのような結論の判決を書く場合に最もありそうな説明を創作しているに過ぎない。その意味で、あくまでも「下書き」「草稿」であって、それ以上のものではないという

⁴⁶⁾ 薦田・前掲注5) 21-22頁。

⁴⁷⁾ 同上22頁。

⁴⁸⁾ 同上22頁。

⁴⁹⁾ 例えば、司法研修所『民事判決起案の手引』（法曹会、10訂補訂版、2020年）等。

前提であれば、一定の利用ができるのではないだろうか。例えば、修習生の判決起案を修習生指導をかねて修正して判決に利用することもあると思われる。そしてその場合に、自分でゼロから作るよりも長い時間がかかることはあるが、優秀な修習生なら、実質レビューが必要であるものの、起案時間が短縮されることはあるだろう。今後技術が進むことで、例えば、裁判官が判決の方向性を示した上で、そのような「優秀な修習生」レベルの下書きをする AI が開発・提供されることは十二分あり得るだろう。

イ チェック

ChatGPT に「誤記と思われるものを文単位で抽出し、修正が必要なところを強調し、なぜ修正が必要かとどのように修正すべきかを示せ」とするとかなりよい結果が出力される。現在は、裁判官及び書記官が時間と労力をかけてチェックしている。比較的早期に判決文の誤記修正、明白な誤り抽出をする AI は開発されるだろう。そこで、そのようなチェック AI に通して誤記を確認した上で判決文の文言を確定させるという状況が予想される。

なお、中川⁵⁰⁾は、刑事訴訟の文脈でこれまでの冤罪と判明した有罪判決は有罪方向の事情のみを強調し、そうではない方向の検討が不十分であったとして、判決書の草稿を AI がチェックし、そうではない方向の検討を抜け漏れなく書いていないと判決が出せないようにすることには異論が出ないのではないかと、としている。ただ、ここで想定されているのは実質レビューではなく、単なる形式チェックであるように思われ、そうであれば、あくまでも「書き方」を特定の形式にあてはめることが求められるだけであって、書き方の改善という意味はあっても、誤判そのものの防止の効果は少ないように思われる。逆に、実質レビューをするということになると、まさに次のウ実質的判断で述べる、AI が実質的判断が技術的にできるかの問題となるだろう。

ウ 実質的判断

(i) 機序の相違

まず、機序の相違が重要である。即ち、人間の行う法解釈・事実認定・あてはめの機序と、AI がこれらの実質的判断を行うかのようにふるまったり、行っ

⁵⁰⁾ 中川孝博「法学のアントレ 83 回 アニメは刑事訴訟法の未来を創造する」法学教室 521 号 (2024 年) 3 頁。

た結果だとして表示したりするものを比較すると、その表示に至るまでの機序は全く異なっている。

基本的には、ChatGPT等のLLMはこれまで学習したデータを元に、次に来る可能性の高い単語を元に言葉を紡ぐことで、まるで人間の作成する文章のようなものを生成する（上記I・1参照）。しかし、このような、いわば確率論による文章作成技法は、人間の裁判官の実質判断過程とは全く異なっている。

これに対し、例えば、ルールベースAIであれば、まさに事前に教え込んだルールに基づいて判断をする。そこで、例えば要件事実を教え込めば⁵¹⁾、それに基づいた判断をするかもしれない。しかし、裁判において利用され得る判断のためのルールの全てを、人間が構造化した形で教え込むことは到底不可能である。「典型的な少額・定型的訴訟類型だけは、ルールベースAIを利用する」ということであればあり得るかもしれないが、それでも利用可能な訴訟類型はそこまで多くならないと予想される。

その意味では、今後広く利用されるであろう実質的判断を行う（行ったかのように見える）AIは、人間と全く異なる機序のAIであると想定される。

(ii) 実質判断を行うことが技術的に可能か

笹倉⁵²⁾は、事実の認定は職人芸の世界とされ、そう簡単にデジタル化ができる作業ではなく、法解釈が事案の文脈に即して行われ、また、総合考慮や裁量というアナログの世界もあるとした。その意味で、実質的な判断部分はAIによるデジタル化が技術的にみて必ずしも容易ではない分野といえるだろう。

その上で、生の証拠（証拠方法）から、結論を得るために役立つような情報（証拠資料）の抽出が終わるとそれらを総合して犯罪事実の有無を認定することになるところ、裁判官や裁判員が自らの頭の中で推論するものであり、パターン学習による自動化の可能性が証拠資料の獲得に比して大きく、既に（AIではない文脈で）例えば状況証拠に基づく事実認定を類型化して言語化するといった試みがされており、AIにパターン学習をさせることで相応の精度でそれらと矛盾しない判断をすることが出来るようになるし、人が気づいていない推論パターンを発見することさえ可能だと思われるとする⁵³⁾。要するに、これまで、

⁵¹⁾ 佐藤健ほか「PROLEG:論理プログラミングをベースとした民事訴訟における要件事実論の実装」<<https://research.nii.ac.jp/~ksatoh/juris-informatics-papers/kbs92-ksatoh.pdf>>。

⁵²⁾ 弥永=宍戸編・前掲注37)〔笹倉宏紀〕235-236頁。

⁵³⁾ 同上242頁。

裁判例等を参照しながら、いわゆる「経験則」のパターン化が試みられており、このようなパターン化はこれまでアナログで行われてきたが、大量の裁判例等を元にパターン学習をさせれば、技術的にはアナログなパターン化よりも精度が高いパターン化が可能となるのではないかと議論と理解される。

更に、笹倉は、現時点では、当事者等による、裁判手続の録音・録画が禁止されており、裁判所の協力が不可欠であるし、表情等は資料化されていない、とした上で、判決文を読むことは学習上一定程度有効だが、判決文には生の証拠から抽出した証拠資料のうち有意と評価したいわば「料理」が並んでいるのであり、「食材」が記録されているものではない、また、分析的視点と総合的視点の双方が必要だが、分析はともかく総合の過程の言語化は容易ではないし、裁判の場合において、ある特定の事件で出した結論が本当に正しいかは確かめる術がない（本当のことを知っているのはある意味被告人だけだが、被告人が必ずしも常に正しいことを述べるとは限らない）。そこで、近い将来において可能になるのは、事実認定のプロセスのうち供述の信用性を評価を部分的に代替すること、証拠資料や間接事実から事実を推認する過程を代替することであるが、いずれも、専門的職業人を直ちに全面的に代替するには至らないであろうとする⁵⁴⁾。

このような議論は、上記の機序の相違に加え、「食材」、即ち、本当の人間の行う判断過程のデータではなく、「料理」、つまり、その判断を経て判決書という形に整理されたデータのみを学習対象とすることしかできない、という限界を指摘するものであり、そのような限界の存在は否定できないだろう⁵⁵⁾。

要するに、一部の限定された範囲で AI が人間の裁判官の実質判断を代替する未来は「技術的」には十分にあり得るものの、技術的な観点からも全面代替が可能となるに至るまでには技術的には相当時間が必要と想定される。

(iii) 判断の保守性

なお、AI、とりわけ、データに基づき学習する学習型 AI が、判断の保守性を持つということも指摘することができる。

⁵⁴⁾ 同上 242-243 頁。

⁵⁵⁾ 但し、人間の脳神経情報を取り出し、脳内で考えていることを抽出する技術の開発が急速に進んでおり、今後は裁判官の本当の判断過程データ、つまり「食材」を取り出し、それを元に学習させることが一切不可能ではないだろう。このような技術につき前掲注 39 記載の各論考を参照のこと。

笹倉⁵⁶⁾は量刑について、人間の裁判官は具体的事案によっては相場を外れた刑を言い渡すことも妨げないが、保守的なAIはそのような変化を生じさせられないとする⁵⁷⁾。

この点は、例えば ChatGPT は一定のランダム性があると言われており、同じプロンプトを入れても毎回若干異なる回答をする。このようにAIだからいつも同じ回答が生成されるというものではない。

しかし、例えば学習型AIであれば、学習したデータに応じて一定の範囲のどこかの結論になることが多く、ルールベースでもルールに応じた結論になる。その意味で、一定の保守性が存在することは否定できない。

民事においても、判例変更をすべき場合における従来の判例と異なる判断等はAIが苦手だと思われる⁵⁸⁾。もちろん、AIが行うこれまでの判例に従った判例の安定性は、一方で予測可能性につながるが、他方で硬直性にもつながる。AIの提示する従来の判例等の過去のデータに基づく判断を参考としながらも、あくまでも人間の裁判官こそが最終判断をすることの必要性・重要性がこの点からも基礎づけられるだろう。

(2) 誰を支援するか

裁判官及び判決チェックを行う裁判所書記官(3(2))が支援の対象として想定され、AIの作成・整理等した主張・証拠を批判的に確認・検証することができるかAIを有効活用できるか否かと関連するだろう。

なお、控訴審・上告審等の上訴審裁判官(最高裁調査官を含む)が判断に利用することもあり得る。この場合には、例えば、上告理由や上告受理申立理由について検討が必要であり、また、先例の数が第一審より減るといった特徴はあるものの、第一審の場合とは、少なくとも法的な問題自体はそこまで大きくは変わらないだろう。

⁵⁶⁾ 弥永=宍戸編・前掲注37)〔笹倉宏紀〕249頁。

⁵⁷⁾ なお、同上249-250頁は、AIは再犯可能性を予測できるが、そうすると(刑事法における)新派理論が復活するのではないかという実体法への影響があり得るとする。この点は、手続法を考える本稿の対象ではないものの、興味深い。

⁵⁸⁾ 加えて、例えば、「信義則」等の一般条項について、これまで具体的に争われてきた訳ではないがこの事情ならば信義則違反になるという主張をする場合において、AIは対応できないのではなかろうか。

III 技術発展の提起する法的挑戦

1 はじめに

これらの技術発展は様々な法的な問題を引き起こし得る。以下では、試行段階、支援段階、そして（部分的）代替まで至った場合の法的問題を論じる⁵⁹⁾。

2 試行段階の問題

(1) データの収集・利用の問題

そもそもデータの収集や利用が制限されている可能性がある。DoNotPay はいわゆる AI 弁護士として、スマートグラスで録画録音した法廷の内容を元に、当事者が主張すべき内容をリアルタイムで表示する技術を開発したが、録画録音の禁止等からこれを利用できていないといわれる⁶⁰⁾。

また、米国等では伝統的にはアナログの手法で連邦最高裁判事の特徴の分析（リベラル・保守等）がされているが、フランスでは、判決に対するプロファイリングが禁止された。それは、裁判官ごとの判断傾向が明らかになり、場合によっては当該裁判官への個人攻撃につながったり、フォーラム・ショッピングにつながったりする可能性が指摘されたためである⁶¹⁾。

なお、一般にデータを利用できるようにするとしても、例外的に制限⁶²⁾をすべき場合もあり、またデータの収集・利用に伴うセキュリティの問題もある⁶³⁾。

⁵⁹⁾ なお、いかに AI を開発・購入するかに関する薦田（薦田・前掲注 5）31-36 頁。）の議論は興味深い。類似の問題を行政の文脈で既に述べているので詳論しない（松尾前掲注 13（「AI の利活用と民営化や民間委託との比較及び行政は AI とどう付き合うべきか（ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題（3）」）49 頁以下。）

⁶⁰⁾ Bobby Allyn, “A robot was scheduled to argue in court, then came the jail threats”, NPR, January 25, 2023

<<https://www.npr.org/2023/01/25/1151435033/a-robot-was-scheduled-to-argue-in-court-then-came-the-jail-threats>>。

⁶¹⁾ “LOI n°2019-222 du 23 mars 2019 de programmation 2018-2022 et de réforme pour la justice (1), at <https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/article_jo/JORFARTI000038261761>。

⁶²⁾ 閲覧制限（民訴法 92 条）等参照。

⁶³⁾ 薦田・前掲注 5）24 頁。

(2) 精度の問題

AI には、精度の問題がある。つまり、ハルシネーション等で生成 AI が客観的に誤った事実、法解釈（の前提となる条文・判例等）、そして誤った落とし込みをする可能性は常に存在し、差別、誤判断・誤認識等の可能性もあり、誤った場合にその影響が大規模となる可能性がある⁶⁴。

ここで、人間の恣意性がなくなる等、人間の判断より AI の判断がベターな可能性があるという議論は存在する⁶⁵。確かに、AI には人間のような「好悪」の感情はなく、好悪の感情に基づく判断等はされないだろう。しかし、AI には AI なりの精度を下げる複数の要素が存在するのであり、AI の判断の方が一律に人間のものよりも良いとは言えない。

3 支援段階の問題

(1) 支援段階のポイント

機序の相違等（上記Ⅱ・7(1)ウ(i)参照）から、AI の回答自体は当初はそこまで信頼されないだろう。しかし、その AI の提示する回答は過去のデータに基づき導き出されるところ、上述の RAG（Ⅱ・4(1)）等、LLM にデータを読み込ませて回答を出力させ、その際に参考にした過去のデータが何かという点も提示させる技術は存在する。

そうすると、最初は、AI の回答自体というよりも、AI がその回答を導く根拠となった、類似する事例の判断部分を参考にすることから始まるのではないか。つまり、最初はリーガルリサーチ（上記 4）のため AI として主に利用されるが、そのリサーチの結果を本件に適用するところなるのではないか、という情報も同時に提示され、一定程度参考にされるだろう。

⁶⁴ 同上 24-28 頁。なお、同論考は大量の事件を読み込んで行う分析をする AI は、事件の個性・特殊性に着目したものになりにくいと指摘する。しかし、AI の分析はむしろ大量のデータをベースとして、それぞれの事件が他の事件とどのように相違するかを踏まえた、より個別性のある分析に近づく可能性がある。例えば、確かに訴訟提起が不法行為となるのは一般的には例外的であるものの、目の前の案件に近接するのは、まさに訴訟提起が不法行為となるファクトパターンである、といった形で、事件の個性・特殊性に着目した処理をする AI は十分に想定可能である。

⁶⁵ 太田勝造「法学者からの AI 技術導入についての期待」日本学術会議公開シンポジウム「AI による法学へのアプローチ」平成 31 年 1 月 24 日<<https://research.nii.ac.jp/~ksatoh/ai-law-symposium/Slides-Ota.pdf>>。

そして、その後、AI の本件に関する回答がそのような適切なデータに裏付けられたものであって、（プロセスは異なっても）結果的には適切な実質的判断を表示するとの認識が広がってくると、その回答そのものを参考にするという形で支援の程度が上がってくるだろう。

（2）支援されるのが専門家か否かの違い

弁護士・裁判官（及び書記官）は、裁判手続において「何があるべきか」を基本的に理解しているはずである。これが意味するところは、生成 AI が時にはハルシネーションを含む誤ったものを生成しても、それを弁護士・裁判官（及び書記官）が確認・検証することで、適切なものとすることができる可能性が高い、ということである。そうであれば、そのようなしっかりとした確認・検証が行われる前提では、AI に支援を行わせることの弊害は少なく、その便益は生成 AI の能力が向上するにつれ、高まることが期待される。逆にいうと、生成 AI の便益を真に享受するためには、そのような確認・検証能力を有する者において利用を行うことが重要である。

これに対し、当事者、典型的には本人訴訟の当事者が生成 AI を利用して書面を作成する状況は確かに全く想定できないわけではない。しかし、既に繰り返した通り、確認・検証を行うことができる能力がない人が生成 AI を利用することには問題がある。例えば、生成 AI が創作した架空の判例を準備書面に掲載する等の弊害が生じて、民事訴訟手続に混乱が生じさせる可能性がある。そこで、弁護士ではない当事者に対して直接紛争に関するリーガルテックを提供することについては、一定の範囲で既に弁護士法⁶⁶)によって制限されていることに加え、民事手続法の観点から、当事者による利用を一定範囲で制限するべきである。

⁶⁶ この点は法務省「AI 等を用いた契約書等関連業務支援サービスの提供と弁護士法第 72 条との関係について」2023 年 8 月 1 日<<https://www.moj.go.jp/content/001400675.pdf>>並びに筆者の松尾剛行「リーガルテックと弁護士法に関する考察」情報ネットワークローレビュー18 卷（2019 年）1 頁、松尾剛行「リーガルテックと弁護士法 72 条：「法務省ガイドライン」を踏まえた鑑定等該当性についての検討」一橋研究 48 卷 3・4 号（2023 年）1 頁、松尾前掲注 1（『生成 AI と法律実務 第 5 章』）等のリーガルテックと弁護士法に関する一連の著作を参照のこと。

(3) 「捏造」リスク

ア 捏造リスク

また、証拠に関し、証拠捏造リスクも指摘せざるを得ない。生成AIを法曹自らが利用する場合に、少なくとも意図的な証拠捏造の問題は生じる可能性は低いと思われるものの、〈依頼者が生成AIで捏造した証拠を作成・入手し、それを代理人に渡す〉というような状況はあり得る。例えば、死亡した女子プロレスラーの遺族が、第三者によって捏造された投稿画像を根拠に、濡れ衣で投稿者とされた被告を訴え、それに対して被告が遺族に対して反訴した事案がある⁶⁷⁾。この事案が生成AIによる捏造かは不明であるが、今後生成AIを利用したディープフェイクがより容易に作成されることから、このような事態も生じ得るだろう。ただし、その場合に、①提訴が不当訴訟として不法行為となるか及び②例えば、捏造を見過ごした弁護士が注意義務違反として依頼者に対して損害賠償責任を負うか等は問題があり得る。

①については、最判昭和63年1月26日（民集第42巻1号1頁）が訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと認められるときに不法行為となるとし、具体的には、提訴者の主張した権利等が事実的、法律的根拠を欠くものである上、提訴者が、そのことを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したなどを挙げた。そこで、重要な証拠が捏造されたことで事実的根拠が欠けていることを「容易」に「知り得た」かが問題となるだろう。なお、上記の女子プロレスラー事案では、反訴は棄却された（大阪地判令和6年8月30日2024WLJPCA08309001）⁶⁸⁾。

②についてはそもそも依頼者が提供したものであれば、それに対して見抜くことができないことが不注意であると、捏造証拠を提供した依頼者として主張できるかは別途問題となるが、仮にそれが第三者が提供したものである場合、弁護士が依頼者との関係で負う注意義務としては、証拠そのものに不自然なものはないか、その提供経緯（提供者がその証拠を持っている理由等）に不自然なもの

⁶⁷⁾ 「他人が SNS 中傷を『捏造』、木村花さんの母は気づかず提訴…真偽見極め困難」読売新聞 2023年6月22日<<https://www.yomiuri.co.jp/national/20230622-OYT1T50090/>>

⁶⁸⁾ 通常人であればその人が誹謗中傷した事実がないことを容易に知りえたか否かを検討し、訴え提起の時点において、通常人であれば本件画像が捏造されたものであることを容易に知り得たとまでは認められない等と判示している。

はないか、その内容が他の証拠や争いのない事実との関係で特異ではないか等が想定されるだろう。

イ 証拠能力

民事訴訟においては、民事訴訟法が適用されることから、そのような手続法に基づき、生成 AI の利用に対して厳格に対応することが可能となる。例えば、民訴法は証拠能力において一定の制限を設けている。例えば、提出された証拠が文書であれば、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない」（民訴法 228 条 1 項）という規律に服する。そこで、例えば、契約の締結の有無が争われる場合において、契約書らしきものが証拠提出され、これに対し、契約の締結を否定する当事者側が「生成 AI で作成した偽物だ」と主張する場合には、いわゆる二段の推定等に基づき、それが偽物か本物かが判断され、真正との証明がされなければ、証拠としては用いることができないということになるだろう⁶⁹。

例えば裁判所の訴訟指揮権（民訴法 148 条）の行使として、生成 AI の利用を禁止するという自体はあり得るように思われる。また、今後は、法改正により下記 (10) に記載するような内容が入るかもしれない（なお、現時点でも裁判所の訴訟指揮権で下記 (10) に記載するような内容の一部を実現することは可能かもしれない）。

なお、AI を利用することで例えば捏造された証拠を見抜きやすくなり、誤判の可能性が下がるなら、より広く証拠を受け入れていいかもしれない。しかし、AI を誤らせる恐れが典型的に高い証拠があるのであれば、少なくとも AI による支援を受ける裁判においては、その提出を制限すべきとなるかもしれない。

ウ 錯誤

なお、生成 AI で捏造した証拠に基づき（訴訟上または訴訟外の）和解をした場合、当該和解が錯誤取り消し（民法 95 条）の対象となる可能性がある。

⁶⁹ 但し、生成 AI によって精巧な印影が生成される時代には、生成 AI 時代における成立の真正性を訴訟法上どのように判断するか、例えばウォーターマーク（電子透かし）等の技術的手段の利用をも視野に入れた検討が必要となるように思われる。

(4) 裁判官が直接 AI に尋ねることと弁論主義

原則として、職務遂行外で裁判官が知りえた事実は、いわゆる「私知」として、証拠によらないで判決の基礎とすることが許されない。これに対し、公知の事実及び、裁判官がその職務を遂行するについて知った事実であって、当該事実の確実性が担保されているものについては、例外として証拠によらないで判決の基礎とすることが許される⁷⁰⁾。

それでは、AI の示した情報に基づき判決を下すことは、弁論主義に違反しないか。基本的には、法解釈そのものは事実ではない。そこで、裁判例を提出する場合も、証拠ではなく参考資料として提出しても良いとされる。よって、AI がそのような情報を提供するのであれば、大きな問題はないものと思われる。しかし、AI がそれを超えて、例えば、インターネット上の当該事案に関する記事に基づく事実認定等を行うのであれば、それはまさに私知に基づく判決として弁論主義に違反し得る。この点は、裁判官がインターネットで情報を収集することとある程度パラレルに考えられるだろう⁷¹⁾。

(5) 事実に関する支援か法律に関する支援か

また、AI が行うの事実に関する支援なのか、法律に関する支援なのかで、誰がどのような役割を果たすべきかに関する相違が生じ得るだろう。それが事実に関するものであれば、基本的には、証明責任を負う当事者が立証活動を行うところ、少なくとも民事裁判では、相手方が自白すれば、証明は不要となる。そこで、ある意味では、相手方の態度次第という部分がある。

しかし、それが法律であれば、「裁判官が法を知る」という格言のとおり、相手の態度を問わず、裁判官として正しい法を模索すべきであり、原告が生成 AI を利用して特定の法規範を主張しても、それを裁判官として（例えばハルシネーションによるものではないか等を）検証し、正しい法規範に基づく判断を行わなければならない⁷²⁾。

⁷⁰⁾ 民訴法 179 条「裁判所において当事者が自白した事実及び顕著な事実は、証明することを要しない」。伊藤・前掲注 36) 371 頁。

⁷¹⁾ 例えば道垣内弘人他「現代における裁判所の情報収集や裁判のための証拠等収集の在り方をめぐる問題」論ジュリ 25 号(2018) 124 頁以下を参照。顕著な事実（民訴法 179 条）であれば判決の基礎にする余地があるところ（同 127 頁参照）、生成 AI を利用してそのような顕著な事実を調べるという限りでは大きな問題はない可能性があるが、その事実が本当に顕著かであるとか、不意打ちにならないか等の論点はあるだろう（同 130 頁も参照）

⁷²⁾ なお、別途不意打ちを避けるための釈明や争点形成の問題は生じ得るだろう。また、事実

その結果、例えば、上記（3）アのような、原告が SNS の投稿による名誉毀損の請求原因を基礎付ける証拠として特定の投稿画像を提出したという場合において、その請求原因事実を争い、それが生成 AI による捏造だと指摘すべきは第一義的には被告である。しかし、仮に原告が、ある被告の投稿に対して法的評価を行った結果、名誉毀損に該当すると主張し、仮に被告において当該評価に争いがなくても、裁判所は独自に名誉毀損ではないと法的に評価することは可能である。その意味では、第一義的にはそれぞれの（生成）AI の利用者こそが確認・検証すべきであるものの、他のアクターについても、特に事実面は相手方代理人が、法律面は裁判官が重点的に確認・検証を行い、生成 AI による誤判が生じないようにしなければならない。

（6）調書作成

生成 AI は反訳・議事録作成機能を有する。そして、「裁判所書記官は、裁判所の事件に関する記録その他の書類の作成及び保管その他他の法律において定める事務を掌る」（裁判所法 60 条 2 項）。そして、調書が典型的な「記録」である。そして、これまでは通常の日において是要約形式で書記官が調書を作成し、尋問期日には速記官が一問一答形式で速記を行い、書記官はそれに基づき調書を作成していた⁷³⁾。

今後、生成 AI の反訳・議事録作成機能を利用することで、例えば、通常の日においても、一問一答形式での調書作成が可能になると予想される。また、証人尋問期日でも、リアルタイムで一問一答の正確な反訳が裁判所や当事者において利用可能となり、例えば、「あなたは先ほどこう回答していませんか？」という質問に対し「覚えていない」というようであれば「タイムスタンプ 10:59:59 の記載を読み上げます」等として、リアルタイムにこれを利用して尋問すること等も可能となるだろう。このような生成 AI の利用自体はより正確な（事案の真相に近づいた）判決の実現という意味では、極めて魅力的である。

上相手方に弁護士が代理人としてついている場合には、原告の主張する法規範が間違っていれば、被告として反論することとなり、当該反論の内容は裁判所の判断において参考になるだろう。

⁷³⁾ 又は、民事訴訟規則 170 条 2 項に基づき「録音テープ」へ「証人等の陳述又は検証の結果を記録」していた。

しかし、(精度が低い場合の確認・検証の問題に加え) 実際には、調書への「残し方」が問題となることがある。例えば、尋問で異議が出される場合等において、異議に関する代理人同士や裁判官の一問一答は通常は必ずしもそのまま反訳されるものではない。実際にどのようなやりとりがされたかを記録化することそのものには意味があり、それを当事者と共有すること自体は重要であるとは考えるものの、その正式な調書としての残し方をどうするか工夫は、書記官の行うべき重要な任務の一つであろう。

(7) 一つの AI か複数の AI か

最初は様々な企業が裁判手続に利用される AI を開発するだろう。しかし、例えば、裁判所がどこかの組織⁷⁴⁾と協力して1つの「最高裁判所公式 AI」を作るかもしれない。特にデータが独占される(上記2(1))と、特定の AI が他の AI を大きく上回る能力を持つだろう。

それが良いことかという点について、まず検討しなければならない。当該 AI に欠陥がある場合に、全ての裁判所において一斉に大きな問題が発生するかもしれない。例えば、実はその AI が、性質上仮執行宣言を付することはできないとされている場合も含めて必ず仮執行宣言を付すような問題を起こすと、特に「AI は正確だ」と過信してチェックが疎かになっていたとすれば(もちろん筆者としては、そのような事態は生じないと信じているものの)、大変なことになるかもしれない⁷⁵⁾。また、裁判所が特定の AI しか利用しないのであれば、当事者はその AI の特質を踏まえ、ある意味では「AI を騙す」ような主張立証方法を考えるかもしれない⁷⁶⁾。

⁷⁴⁾ その組織は、株式会社等の営利を目的とする組織かもしれないが、大学等の非営利の組織化かもしれない。この点については、薦田・前掲注5) 33頁参照。

⁷⁵⁾ 「確定して初めて執行力を生じる意思表示を求める請求に関する判決(民執法174条。登記手続を命ずる判決など)、行政処分取消し又は変更の判決、離婚判決の確定を前提とする離婚とともになされた財産分与を命ずる判決は、性質上仮執行宣言を付することはできないとされている」とする、弁護士法人佐野総合『主文例からみた請求の趣旨記載例集』(日本加除出版、2017年)191頁を参照のこと。

⁷⁶⁾ 例えば、人間の名人よりもずっと高性能の囲碁 AI を「騙す」方法を編み出して、15戦で14勝した者がいると言われる(Gary Marcus, David beats Go-liath, Marcus on AI, Feb 19, 2023<<https://garymarcus.substack.com/p/david-beats-go-liath>>)。将来的には、いわゆるゲーミングと言われる、裁判所の AI を騙す戦法を使って勝訴を目指す人が出てきてもおかしくないだろう(もちろん、そのような人は倫理的であるべき弁護士ではないと信じたいところである)。

これに対し、多数の企業が同じデータを元に AI を作って競い合うことがよりよい AI の開発に資するかもしれないし、その時点で裁判所が採用している AI に問題があれば、当事者が他の AI に基づき問題点の指摘をすることもできる。

とはいえ、多数の企業が AI を構築させる場合、A 社の甲 AI と B 社の乙 AI が異なる結果を提示することは十分に考えられる。そこで、「令和 6 年度に採用された甲 AI の提案する判決案」と「令和 7 年度に採用された乙 AI の提案する判決案」は同じ事案に対しても、真逆のものかもしれない⁷⁷⁾。

(8) デジタルデバインド・AI デバインド

AI の利用の結果、誰もが AI によって裁判の支援を受けられるという意味での司法アクセスは向上するが、逆に、端末を持っていないとか、AI の利用方法を知らない等の理由で AI を利用できない人がいることから、そのようないわゆる「AI デバインド」の問題が生じ、それにより実質的に裁判を受ける権利が奪われる可能性がある。

この点は、裁判官や弁護士等の専門職が AI を利用するのであれば、司法試験において AI の利用を前提とした出題をする⁷⁸⁾等、AI のリテラシーを持ち、AI を適切に利用することができることを当該専門職の前提条件とすることによる解決が可能である。

しかし、本人訴訟を認める等、一般の国民が代理人弁護士の支援を受けず、裁判制度を利用するという場合において、AI の利用が必須とされれば、AI デバインドは重要な問題となる。将来において、直感的なインターフェースを利用した、誰でも簡単に利用することができる AI が登場することが期待され、もしそれが実現すれば、利用方法が分からないという部分の問題は解決することができるだろう。しかし、例えば、インターネットが引かれていない、インターネットを使える端末がない等という人がゼロにならないのであれば、そのような人でもサービス提供を受けることができるような、何らかの方策を講じること

⁷⁷⁾ それでは良くない、という見方もあり得るが、AI の役割はあくまでも裁判官に対する支援であって、あくまでも参考に過ぎないのだから問題はない、という整理もあり得る。

⁷⁸⁾ 2026 年から司法試験等はパソコン化するそうである（法務大臣官房人事課「司法試験及び司法試験予備試験のデジタル化について」令和 6 年 8 月 <<https://www.moj.go.jp/content/001422585.pdf>>）。

が必要となるだろう。例えば、物理的に裁判所に行けばオフラインでのサービスを利用できるといった解決が考えられる⁷⁹⁾。

(9) ブラックボックス

学習型AIを利用することで、その結論がなぜ導かれたかがブラックボックスになるという問題が指摘されている⁸⁰⁾。

このような指摘に対しては、XAI (Explainable AI、説明可能 AI) の技術やルールベースで対応することができると言われるところ、ブラックボックス化したAIを利用しないことが重要であって、仮に利用する場合にAIの判断過程と裁判官がそのAIの結論をどう考慮して結論を導いたかを、判決・決定の理由において説明すべきとされる⁸¹⁾。

ここでは、透明性と他の価値の間のトレードオフの問題が重要である。つまり、説明のためにはそのためのコストやリソースが必要であり、性能にも影響があるかもしれない。例えば「1000人の裁判官に100件の事件記録に基づき、判決の結論と理由付け骨子を作成してもらい、その結果を今後利用を検討する候補となる甲AIと乙AIという2つのAIと比較したところ、甲AIは何の説明もしないが裁判官との一致率が98%、乙AIは説明するが一致率が50%であった」といった場合において、乙AIよりも甲AIを利用したいという裁判官もいるのではないか。また、その場合に、「甲AIがそういっているから」という判決は判決理由の説明にはならないものの、甲AIの結論を参考にしながらも、それだけに依拠せず、批判的に検証して利用するという対応が果たして一切許されないかについては疑問がある。

⁷⁹⁾ 薦田・前掲注5) 23-24頁参照。

⁸⁰⁾ 竹村典良「刑事司法における『ブラックボックス・アルゴリズム』の脱却と『責任あるAI』の確立:ブラックボックスからクリアシステムへの転換」桐蔭法学 28巻1号(2021年) 49頁以下<<https://toin.repo.nii.ac.jp/records/528>>が「被告人には、アルゴリズムに基づく証拠と決定にアクセスし、理解し、異議申立てをする機会が保障されなければならない」としたり、竹村典良『法の支配』から『アルゴリズムの統治』へ:AIによる刑事司法の予測化・自動化における最低基本三原則:『公平性』『説明責任』『透明性』桐蔭法学 27巻1号(2020年) 43頁以下<<https://toin.repo.nii.ac.jp/records/396>>が「『公平性』『説明責任』『透明性』が不可欠かつ重要な基本原則として確立されなければならない」としたりするのも、ブラックボックスへの批判とみることができる。

⁸¹⁾ 薦田・前掲注5) 29-30頁。

(10) 望ましいルール

上記のとおり、適切な確認・検証がされる限り、生成 AI を支援のために用いることは、民事手続にプラスの影響があると考えられる。しかし、証拠の捏造等（上記(3)）、マイナスの影響が生じる可能性自体は否定できない。

この場合、もちろん、現行法を前提とすること自体は考えられるが、一定の民事手続における（生成）AI 利用に関するルールを設けることが望ましいように思われる。例えば、以下のような内容が考えられる。

- 民事手続において、生成 AI を利用することができない部分があるのであれば、それを明示する（例えば、証人尋問において証人がリアルタイムに生成 AI のサポートを得て回答を考えること等を禁止することが考えられる。かつ、当事者訴訟で手続に生成 AI を利用することを禁止し、生成 AI を利用するのであれば、弁護士である代理人の確認・検証を要求するということは、生成 AI のリスク回避のための、あり得るルールかもしれない）。
- それ以外の生成 AI の利用そのものが全面禁止とはされない箇所について、生成 AI を利用する方法について明示する（例えば、法曹又は書記官が実質的に関与しない生成 AI の利用を禁止する、実質的関与として確認・検証を挙げ、自己が生成 AI を利用する場合と第三者の手による AI 生成物を利用する場合に応じて具体的な確認・検証上の留意点を明記する等）。
- 生成 AI の利用の有無や範囲等の明示義務等も検討するべきである（例えば、証拠に関して生成 AI を利用した場合には、必ず証拠説明書上に特定の内容（利用した AI の種類、バージョン、プロンプト、出力結果に対する修正の有無等）を記載すべき旨を民事訴訟規則 137 条を改正して明記する等）。
- 当該ルールに違反した場合のペナルティ等も検討するべきである。

このような、ルールに則った民事手続における適切な生成 AI の利用が行われることで、生成 AI のプラスの影響が最大化し、マイナスの影響が最小化するだろう。

(11) ますます高度な支援を受ける中弁護士に残る仕事

技術が発展し、ますます高度な支援を受ける中、弁護士に残る仕事はあるのだろうか。筆者は「正解のない仕事」が残ると考える。

リサーチや翻訳等の「正解のある仕事」は、弁護士にとって「これこそが自分の最重要付加価値」という人は多くはなく、「訴訟事件の書面を作成する」とか「証拠として和文を提出する」といった目的のため、ある意味ではしょうがなく行っている人も少なくないのではないかと。そしてそのような「正解のある仕事」はますます高度な AI に支援され、AI のリサーチ結果や翻訳を確認する必要は残るものの、それに割く時間は徐々に減っていくだろう。そして、それによって増えた時間に、「正解のない仕事」を行って付加価値を発揮すべきである。民事訴訟に関する正解のない仕事として、以下のものがあるだろう⁸²⁾。

- 具体的訴訟事件に照らして AI に尋ねるべき内容が何かを考える（依頼者と協力してこれを考えるサポートをする）こと
- AI の提示する一般論を具体的訴訟事件に適用すること
- 裁判所、依頼者、及び、相手方代理人とのコミュニケーション
- 訴訟戦略や和解方針等の意思決定
- 事務所内や企業内の訴訟業務における生成 AI 利用のルール作り、訴訟業務のためのパートナー・アソシエイト・パラリーガル等の協力体制・組織体制作り
- （訴訟に関し）「この人」の意見が聞きたい、と思われる存在であること

(12) ますます高度な支援を受ける中で人間の裁判官に残る仕事

裁判官も、弁護士について述べたのと同じ意味で確認・検証能力を有する者であって、適切に生成 AI の支援を受けることができる。

例えば、裁判官は、これまでは当事者の主張を整理することに手間を取られていて、そのためにワードファイルの提出を求める等の状況が発生していた。今後は生成 AI が主張の整理についておおいに支援をするだろう。例えば、生成 AI に当事者の提出した書面を読み込ませて、判決の当事者の主張欄を作成させることができるようになるだろう。また、生成 AI は訴状や準備書面を元にブロック・ダイアグラムを作成することができるようになるかもしれない。

⁸²⁾ 松尾前掲注 1 (『ChatGPT と法律実務』) 268 頁以下、同 (『生成 AI と法律実務』)、及び、松尾剛行『法学部生のためのキャリアエデュケーション』(有斐閣、2024 年) 185 頁参照。

このように、生成 AI にできることは生成 AI にさせることで、人間の裁判官こそが行うべき、より重要な考察や判断に集中することができるようになるだろう。また、判決の結論やロジックは裁判官が決めた上で、それをどのように判決文に表現するかという部分を生成 AI に支援してもらおうといった形態の支援も期待できるだろう。

とはいえ、簡単に判決が予測できるような比較的簡便な事案は、そもそも訴訟外で和解が成立する可能性が高い（II・2）。だからこそ、ある意味では「人間の叡智が問われる分野」において人間の判断を求めて訴訟が提起されることが増えると予測される。

そのような中、もしも実質的に裁判官ではなく生成 AI が判断するという状況が万が一発生してしまえば、裁判官で構成される（裁判所法 26 条参照）「裁判所」が判決を下す（民訴法 243 条）こととの関係で問題となるし、憲法上の「裁判所において裁判を受ける権利」（憲法 32 条）の侵害の可能性も否定できない。その意味で、少なくともそれを「支援」段階と呼ぶのであれば、裁判官による生成 AI の利用は、常に裁判官が実質的に判断を行うと言える状況の下で行われるべきである。

4（部分的）代替段階の問題

(1) 代替と支援の違い

上記の「支援」は、その程度が徐々に上がる中、ある時点で（部分的）「代替」になる。つまり、支援と代替は緩いグラデーションの中に位置付けられている。そこで、この二つを切り分けるポイントが何かを検討することが必要である。筆者は、行政における AI の利用に関し、誰が実質的判断をするのによって支援と代替（自動化）の区別をすることができる⁸³⁾。つまり、形式的には人間が判断していても、その判断の実質的根拠が AI がそう判断したからとなれば、そこで代替が（少なくとも部分的には）発生する。例えば、事実認定のうち争点 A の判断について、リサーチ AI は、結論は否定で、その理由として 10

⁸³⁾ 松尾前掲注 13（「AI の利活用と民営化や民間委託との比較及び行政は AI とどう付き合うべきか（ChatGPT 時代の行政における AI の利用にあたっての法的課題(3)）」）52 頁以下、特に 53 頁「名目上人間の公務員が決定をしていることにして AI の位置づけを「支援」ということにしていても、実質的には処分の決め手が AI の示した判断であって、人間は実質的な検討・判断を何もしていない、とすれば、それは少なくとも実質的には自動化と評する他ない」を参照。

個の裁判例を示したとしよう。その場合に仮に結論がリサーチ AI と同じであっても、裁判官が実際に 10 個の裁判例を見て判断しているなら、実質的判断の根拠は（10 個の裁判例を踏まえた）人間の裁判官の判断であり、その場合の AI の関与形態は依然として支援である。これに対し、争点 B でリサーチ AI の結論が否定で、その理由として 10 個の裁判例が示された場合に、もしも裁判官が根拠となる裁判例を見ずに「信頼できるリサーチ AI が否定しているから」として否定の判断をしたならば、この争点 B に関する限り、判断の代替が行われているということになる（全ての争点で代替されていないので、その意味では部分的代替である）。そして、II・7(1)ウのとおり、特定のデータが豊富な論点等においては、「技術的」には、将来的には部分的代替が実現する可能性はあるだろう⁸⁴⁾。

(2) 自由心証主義

裁判所が判決の基礎となる事実を認定するにあたって、口頭弁論の全趣旨および証拠調べの結果を自由な心証にしたがって評価することを認める原則を自由心証主義と呼ぶ⁸⁵⁾。証拠方法の種類やその証明力に関して法定の制限が設けられる法定証拠主義では複雑な社会においてかえって真実の発見の妨げになるとして自由心証主義が採用された⁸⁶⁾。

すると、何らかの法令が、この部分は裁判官は AI の判断どおりとしなければならない（例えば、(刑事訴訟の例ではあるが、) 窃盗罪の犯人性について 100 万円の窃盗罪の判決を読み込ませた「近接所持 AI」に委ねる）というルールを定め、そのルールに従って認定することを義務づけるならば、まさに自由心証主義に反するだろう。

では、支援であれば自由心証主義に違反しないのだろうか。例えば、裁判所が特定の事実認定をする際において、AI の示す事実認定の「例」を参考にすること自体は、それをもってただちに自由心証主義違反にはならないだろう⁸⁷⁾。

⁸⁴⁾ なお、損害項目 A が 10 万円、B が 20 万円なので合計 30 万円というのを電卓で計算したら AI による部分的代替なのかという問題は起こりそうであるが、結局検算をしたり、確認をして検証しているなら代替ではないし、特定のエクセルマクロ等の出力した結果を何ら確認・検証せずそのまま使っていればやはり部分的代替といわざるを得ないのではなかろうか。

⁸⁵⁾ 民訴法 247 条「裁判所は、判決をするに当たり、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果を斟酌して、自由な心証により、事実についての主張を真実と認めるべきか否かを判断する。」。伊藤・前掲注 36) 372 頁。

⁸⁶⁾ 同上 372 頁。

⁸⁷⁾ なお、それが当該 AI が学習したところの過去の裁判例で適用される経験則の本件への反

問題は、そのような AI が信頼できるとして、裁判官が自発的に特定の部分の判断を代替させる（ここでいう「代替」は、上記(1)で述べた意味のものであることから、例えば、根拠となる裁判例を見ずに「信頼できる『近接所持 AI』がそう示したから」ということで犯人性を肯定/否定するといった場合である）ことが自由心証主義に反するかである。この点については、現時点において、ある意味でオープンな論点であると認識しているところ、裁判官が自発的にそのような代替をさせると判断していれば、それも含めて自由な心証といえるのかもしれない。

(3) 裁判を受ける権利

憲法の裁判に関する各条項は、司法は人間が行う作用であることが想定、裁判を受ける権利もそのようなものを想定しているように思われる。民訴・刑訴・裁判所法も同様に人間の裁判官であることを想定している。そうすると、もし、裁判官の一部が自己の判断で AI に判断を委ね、（部分的）代替が発生した場合、これらの原則に違反する可能性がある。しかも、これが憲法上の要請であれば、単なる法改正では足りず、もしそれを実現したければ憲法改正までが必要となる可能性がある。

これに対し、柳瀬⁸⁸⁾は憲法 31 条の適正手続は AI の判断する世界は現在の我々は適正ではないと考えるかもしれないが、どのような手続が適正と考えるかは未来人の感覚は異なり得る、憲法 32 条は裁判制度自体は意味しているが、AI 裁判官に管轄権を付与すれば裁判所と認める余地がある、憲法 37 条はむしろ AI が公正かもしれない等とする。

この点は、未来の人の AI に対する法意識の一つの予測として傾聴に値するが、そこまでを「解釈」として認めるべきかは疑問が残る。

(4) 判例変更の可能性

上記Ⅱ・7(1)ウ(iii)のとおり、AI には判断の保守性がある。そして、裁判所法 10 条 3 号は大法廷でしか審理できない場合を「憲法その他の法令の解釈適用

映の例だというのであれば、その活用分野はいわば「規範」であって、ただちに弁論主義違反にはならないと思われる（上記 3(2) 参照）。

⁸⁸⁾ 山本龍彦編『AI と憲法』（日本経済新聞出版社、2018 年）〔柳瀬昇〕 373-375 頁。

について、意見が前に最高裁判所のした裁判に反するとき。」として、裏から判例変更の可能性があることを規定している。

AI に判断を代替させることで、(判例変更が少なくとも完全には無くならないであろうし、なくすべきではないことは、II・7(1)ウ(iii)の通りであるものの) 少なくとも代替させた範囲では判例変更がしにくくなる。それは、裁判所法が前提とする判例、変更が可能な裁判制度であるべきという裁判制度の基本的な考え方に違反する可能性があるだろう⁸⁹⁾。

(5) 理由提示

民事訴訟法 253 条 1 項 3 号は「理由」を判決に記載しなければならないとする。この理由とは「主文」の結論を引き出すための事実上および法律上の根拠である⁹⁰⁾。その目的は、当事者に対して判決の内容を理解させること、確定判決の効力の範囲を明らかにすること、上級審の審理の資料を提供し、審査の対象を明らかにすること、ならびに一般国民に対して裁判の内容を明らかにし、併せて具体的事件を通じて法の解釈を示すことである⁹¹⁾。そして、同 312 条 2 項 6 号は「判決に理由を付せず、又は理由に食違ひがあること。」を上告理由とする。

例えば ChatGPT に「結論」を入れて、うまくそれを裏付ける議論をせよと出てきた理由は、裁判官が(又は ChatGPT が、) 当該結論に至った本当の理由ではなく、いわば「後付け」の説明である。それでは上記の理由を要求する目的を達成することができない。よって、例えば、これが民訴法 312 条 2 項 6 号でいうところの実質的な「判決」の「理由を付」すことにならないとして、上告理由になると解する余地もある。

(6) 上訴

柳瀬⁹²⁾は憲法 76 条 1 項は複数審級を前提とするところ、AI が利用されることで、このことに意味はなくなるとする⁹³⁾。

⁸⁹⁾ そして裁判を受ける権利や司法権等の憲法の解釈次第では、このような判例変更の可能性が権利として又は制度として保障されていると解釈されるかもしれない。

⁹⁰⁾ 伊藤・前掲注 36) 528 頁。

⁹¹⁾ 同上 524 頁。

⁹²⁾ 山本編・前掲注 88) [柳瀬昇] 374-375 頁。

⁹³⁾ なお、大屋雄裕「裁判過程・司法判断における AI の可能性」ビジネス法務 18 卷 2 号 (2018

これに対し、笹倉⁹⁴⁾は三審制が、〈異なる立場から視点を介在させることでより良い判断に到達する〉という発想から、AI の判断を AI 以外の主体が覆せる仕組みを用意することに意味があるとする。つまり、三回審査するかはともかく、AI と異なる視点たる、人間の視点を入れるべき理由の 1 つに三審制があるということである。

ただし、特定の AI（例えば甲 AI）と異なる視点という意味であれば、複数の AI（例えば乙 AI）を使うことでも実現できるかもしれない⁹⁵⁾。その場合には、審級を異にするのではなく、1 審制であっても、裁判所がこれら複数の AI がそれぞれどのような結論をどのような理由を提示したか、そしてそれを踏まえ、裁判所としてどの結論をどのような理由で採用したかを説明すれば、異なる立場から視点を介在させることでより良い判断に到達するという限りでは三審制の趣旨は実現されるだろう。

とはいえ、単純な多数決（どの結論を示した AI が多いか）だけでは、ある意味では「精度が低い AI が多数間違った回答を出す」ことで、誤った判決になってしまいかねないだろう。そこで、多数の AI を使う場合でも、最後は人間の裁判官が整理する必要があるだろう。そしてまさにこのような人間の裁判官による実質的レビューが行われる限り、当該人間の裁判官のレビューの内容を、上訴審の異なる立場からの視点を介在させることで、より精度の高いものとするという観点で、三審制が維持されるべきなのではなかろうか。

(7) 個人の尊重

柳瀬⁹⁶⁾は個人をかけがえのない個人として扱うべきであるが、集団で評価すると尊厳ある個人として扱われないという問題を指摘する。

山本も、人間の介入を求める権利を認める GDPR の規定を「最終的には人間が、被評価者一人ひとりと向き合い、彼らが発する肉声に耳を傾けることを法律上要求したものと考えることができる。」と評する⁹⁷⁾。

年) 93 頁も同旨である。

⁹⁴⁾ 笹倉宏紀「A と刑事法」山本編・前掲注 88) 435-436 頁。

⁹⁵⁾ 複数の AI に判断させることで精度を上げることについては中川・前掲注 50) 3 頁も参照。

⁹⁶⁾ 山本編・前掲注 88) [柳瀬昇] 375-377 頁。

⁹⁷⁾ 山本龍彦「ロボット・AI は人間の尊厳を奪うか？」弥永＝宍戸編・前掲注 37) 89 頁。

人間である裁判官が、それぞれの個人を尊重することこそが憲法13条の要求であり、それをAIに部分的にも委ねる場合には個人の尊厳の観点から問題となる可能性がある。

(8) 本当に「代替」させる「べき」か

以上はAIに民事裁判手続を代替させた場合の主な法的論点である。これらの議論のとおり、法的な観点から代替は大きな課題がある。とはいえ、この章の最後に、仮にこれらの法的課題がクリアされ、「代替」させることが少なくとも法的には可能となったとして、本当に「代替」させる「べき」かについて述べたい。

笹倉⁹⁸⁾は（仮に技術的に可能であっても）刑事司法の目的やそれが果たすべき機能に照らしたとき、「専門的職業人」がAIに代替される事態を、我々が、果たして、そしてどの程度受け入れることができるかという問題があるとする。その上で、刑罰そのものが効果を発揮するためには感銘力が必要で、正しいだけでは足りないとする⁹⁹⁾。その上で人を裁く行為は裁く者と裁かれる者との互換性を前提としており、裁かれる人がAIという自らと互換性のない者に裁かれたと感じるならそれを前提として権威、信頼、感銘力を論じなければならないが、我々はAIに裁かれる事態を受け入れられるかと問題提起する。

柳瀬¹⁰⁰⁾はAIの判断が正当でも、これを人間が正統として受容できるかは別問題であり、我々と同じ人間により判断されるという正統性を求めているので、人間の能力増幅の範囲が限界だとする。

刑事事件であるが、*State v. Loomis* 判決は、裁判官はCOMPASという再犯率予測AIを参考として利用してよいものの、その判断は決定的なものではないし、裁判官としては、情報が開示されない、集団を基礎としている、マイノリティの再犯可能性を高く評価すると指摘されること等を踏まえるべきとした。山本¹⁰¹⁾は同判決から自動処理が可能であっても、裁判ではなお人間の介在を求めるべきことを読み解く。

⁹⁸⁾ 同上〔笹倉宏紀〕236頁。

⁹⁹⁾ 同上〔笹倉宏紀〕256-257頁。

¹⁰⁰⁾ 山本編・前掲注88)〔柳瀬昇〕378-380頁。

¹⁰¹⁾ 山本龍彦『恐ろしいビッグデータ』（朝日新聞出版、2017年）175-176頁。

これに対し、駒村¹⁰²⁾は、人の支配を避けるため法の支配をやっている以上は AI の支配でも人の支配を退けられるのであるとして、将来の「AI の支配」時代の到来の可能性を展望する。しかし、人の支配でなければ「何でも良い」というものではない。だからこそ、実際に発生し得る具体的な AI の支配の内容を踏まえるべきであって、そのメリット・デメリットを踏まえ、総合的に法の支配を上回るものであるかを慎重に検討すべきである¹⁰³⁾と考える。

そこで筆者は、仮に上記の (7) までの一連の課題が全て解決されても、少なくともそれだけで直ちに代替まではすべきではないと考える。

IV おわりに

本稿執筆にあたっては、大阪大学社会技術共創研究センター工藤郁子特任准教授の「統治機構の機械化と法」に関する一連の研究¹⁰⁴⁾を参照した。筆者と全く同じ議論の枠組みであるものの、筆者が AI 化と法実務に対する興味関心に基づき展開する議論とは全く異なる、デジタル化の法哲学的意義という興味関心に基づき展開される議論に大いに刺激を受けた。

また、本稿は当初、九州大学法学部西村友海准教授の AI 裁判官の法哲学的研究に関する諸論考¹⁰⁵⁾に対する批判的考察を含んでいた。本稿が予想以上に長大なものとなったため、本稿には含めないことにしたが、(必ずしも全面的に賛成はしないものの) 刺激的な論考を検討する過程での思索が本稿を豊かにした。

更に、本稿は『生成 AI の法律実務』¹⁰⁶⁾や同書執筆中に行った一連の講演や思索の成果であり、これらの一連の活動に協力してくださった全ての方に感謝したい。

以上

¹⁰²⁾ 駒村圭吾「法の支配 VS AI の支配」法学教室 443 号 (2017) 63 頁。

¹⁰³⁾ 特に、人間が後ろから AI を利用して、あたかも AI が支配するような形で「人の支配」を行う可能性に対しては警戒が必要である

¹⁰⁴⁾ 工藤郁子「裁判官の職権行使の独立と AI システム」日本法哲学会 2024 年 11 月 11 日 (岩波書店、2020 年) 他。

¹⁰⁵⁾ 主に西村友海「判決自動販売機の可能性」宇佐美誠編『AI で変わる法と社会』(岩波書店、2020 年) 137 頁以下所収及び「裁判官は AI で代替できるか？」瀧川裕英『もっと問いかける法哲学』(法律文化社、2024 年) 241 頁以下所収。

¹⁰⁶⁾ 松尾前掲注 1